

## 黒滝村特定地域生活排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 黒滝村

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用 (令和6年4月法適用開始)
処理区域内人口密度	37人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	黒滝村全域(黒滝村長瀬地区・御吉野筑・脇川地区の3地区の公営企業住宅を除く)		
処 理 場 数	合併処理浄化槽 358基(うち寄付等11基含む)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	使用料金体制は、5～10人槽 3,146円/月(税込)の定額制を採用しています。(11～50人槽までの浄化槽の使用料も人槽により段階的に設定しているが、11人槽以上の浄化槽は当事業での設置実績はない)この料金体制は、小規模集合排水処理事業の浄化槽と比較したうえで、維持管理費程度を補い且つ当該事業が違和感なく受益者に受けられるように設定しました。				
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	現在の料金体系は下記の通りとなっている。				
	月額使用料(令和2年4月以降)				
	人 槽	5 ~ 10 人 槽	11 人 槽 以 上 槽		
	使 用 料	2,860円(税込 3,146円)	お問い合わせください		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	浄化槽使用開始後は、浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査等)は黒滝村が行います。なお、浄化槽使用料以外に浄化槽付属機器にかかる電気料金や浄化槽の清掃時の水道料金などは使用者の負担となります。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,146 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	円
	令和4年度	3,146 円		令和4年度	円
	令和5年度	3,146 円		令和5年度	円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	令和6年4月1日現在、林業建設課長以下6名で構成されています。
事業運営組織	当村林業建設課では、林業事業・土木事業・住宅事業・簡易水道事業・下水道事業(特定地域生活排水処理事業)等を所管しており、特定地域生活排水処理事業の担当職員については他の業務と兼務して事業を運営しています。料金徴収の業務は、住民生活課で行っております。

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽維持管理業務委託(保守点検・清掃)
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

山間地域に点在する地理的要因及び少子高齢化の影響から過疎化が進んでおり、行政区域内人口が減少し処理区域内人口においてもそれに伴う減少が予想される。  
今後においても自然減となることが見込まれる。

### (2) 有収水量の予測

上記要因により、有収水量も減少していくものと予想される。

### (3) 使用料収入の見通し

本村の処理区域内人口の推移をみると、今後も継続的に処理区域内人口が減少していくものと予測される。しかし、今後浄化槽の整備が進むと使用料収入は増加が予想される。

### (4) 施設の見通し

料金改定などを検討したうえで、施設の老朽化に伴う施設改修などを今後策定し施設の維持管理及び経営改善を行っていく。

### (5) 組織の見通し

令和6年4月1日現在、林業建設課長以下6名で構成されている。今後は組織の改編等により担当職員数が増減する。

## 3. 経営の基本方針

安定した汚水処理機能の確保を実現するため、毎年度、点検・修繕を計画的に実施を行ってまいります。  
施設の維持管理については、コンプライアンス意識を持ってサービス水準を維持するとともにコストダウン可能な経費については積極的な節減に努めます。  
また、当該事業経営については、経営状況や財政状態を明確にし使用者の視点に立ち経営の透明性を確保するためわかりやすい情報発信を行ってまいります。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	安定した汚水処理機能の確保を実現するため、毎年度、点検・修繕を計画的に実施を行ってます。
-----	--

--

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	特定地域生活排水処理事業における主な収入は、使用料金と一般会計繰入金となっています。 使用料金収入は定額制となっているため使用水量の増減には影響されませんが、浄化槽設置住宅が空家等となり使用されなくなると減収となります。今回の計画期間中では、新規浄化槽設置住宅と減少住宅が同数であると考え前年度と同額の収入があると見込んでいます。 一般会計からの繰入金については、国が示す繰出基準に基づく繰入のほか、地方債の元利償還額については基準外繰入とします。
-----	--

--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

引き続き維持管理コストの削減及び施設の機能保全に努めなければなりません、施設の老朽化に修繕費がかさむことが予想されるため、経費が徐々に増加する収支計画となっています。
---

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	
投資の平準化に関する事項	
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	
その他の取組	

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	消費税の税率改正時に使用料の見直しを行う予定
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	
職員給与費に関する事項	
動力費に関する事項	動力については使用者負担となっている。
薬品費に関する事項	浄化槽の消毒薬品等は点検委託料に含んでいる。
修繕費に関する事項	点検を行い大規模修繕が発生しないよう、黒滝村公共浄化槽長寿命化計画に基づき適宜修繕を行う。
委託費に関する事項	
その他の取組	

**5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項**

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略については、随時検証し、毎年度末に進捗状況の確認を行います。検証見直し等を行いながら、将来にわたって安定的に経営を継続していくための収支計画を策定していきます。
---------------------	--



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 見込	本年度 (令和7年度)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
資本的 収入	1. 企業債		8,300	4,200	5,600	5,600	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金			8,000	8,100	8,600	8,400	7,700	6,700	6,000	4,500	3,800	1,800
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金		2,332	1,172	2,622	2,622	1,311	1,311	1,311	1,311	1,311	1,311	1,311
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
計 (A)		10,632	13,372	16,322	16,822	12,511	11,811	10,811	10,111	8,611	7,911	5,911	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)		10,632	13,372	16,322	16,822	12,511	11,811	10,811	10,111	8,611	7,911	5,911	
資本的 支出	1. 建設改良費		10,480	5,880	11,790	11,790	5,895	5,895	5,895	5,895	5,895	5,895	5,895
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金		7,038	7,335	8,073	8,519	8,310	7,626	6,692	5,932	4,461	3,711	1,725
	3. 他会計長期借入返還金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. 他会計への支出金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5. その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (D)		17,518	13,215	19,863	20,309	14,205	13,521	12,587	11,827	10,356	9,606	7,620	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		6,886	△ 157	3,541	3,487	1,694	1,710	1,776	1,716	1,745	1,695	1,709	
補填 財源	1. 損益勘定留保資金		6,886		3,541	3,487	1,694	1,710	1,776	1,716	1,745	1,695	1,709
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他												
計 (F)		6,886		3,541	3,487	1,694	1,710	1,776	1,716	1,745	1,695	1,709	
補填財源不足額 (E)-(F)			△ 157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)													

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 見込	本年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
収益的 収支分	収益的収支分		46,000	44,000	44,010	44,960	45,210	45,123	44,065	42,771	41,707	40,552	38,948
	うち基準内繰入金		7,253	7,253	7,253	7,253	7,253	7,253	7,253	7,253	7,253	7,253	7,253
	うち基準外繰入金		38,747	36,747	36,757	37,707	37,957	37,870	36,812	35,518	34,454	33,299	31,695
資本的 収支分	資本的収支分			8,000	8,100	8,600	8,400	7,700	6,700	6,000	4,500	3,800	1,800
	うち基準内繰入金			13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
	うち基準外繰入金			7,987	8,087	8,587	8,387	7,687	6,687	5,987	4,487	3,787	1,787
合 計		46,000	52,000	52,110	53,560	53,610	52,823	50,765	48,771	46,207	44,352	40,748	

# 経営比較分析表（令和5年度決算）

奈良県 黒滝村

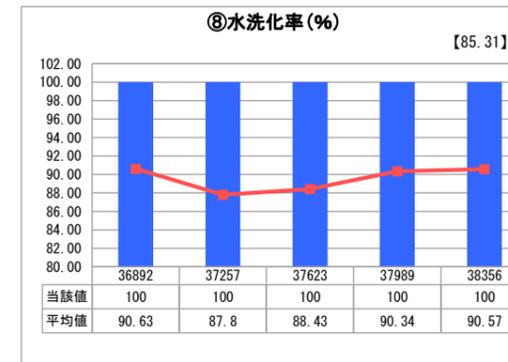
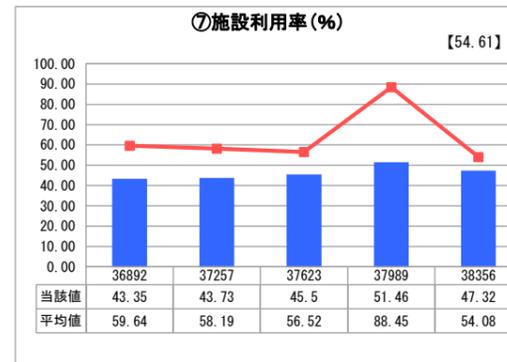
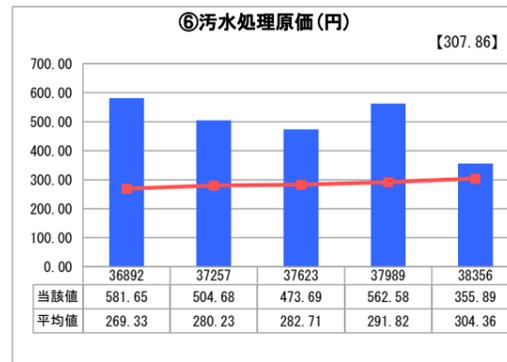
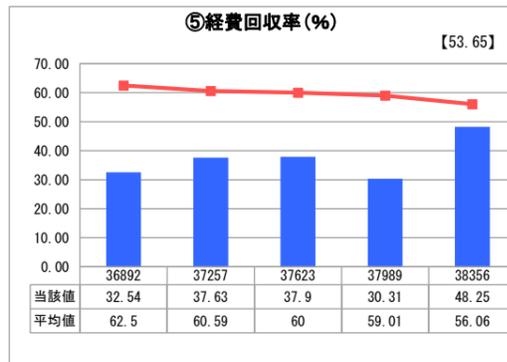
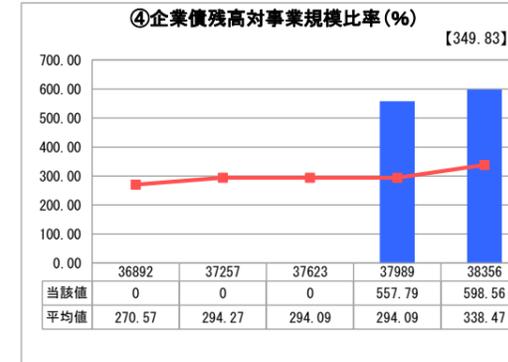
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	82.30	100.00	3,146

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
612	47.70	12.83
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
493	0.14	3,521.43

**グラフ凡例**

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和5年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

現在、村民の約88%以上が合併浄化槽を使用している。普及が一定水準まで進んだことから、近年は設置の要望が減ってきている状況である。令和5年度については、①収益的収支比率が改善した。その要因として、⑥汚水処理原価は近年に比べると、大きく下がっていることも1つの要因だろう。しかし、⑤経費回収率は類似団体平均値と比べ低く、約52%が一般会計繰入金に頼った経営となっている。今後、使用料の改定も検討していく必要があるが、改定を行うに当たり村民理解も難しく、今後も一般会計からの繰入に依存する経営状態になることが予想される。企業債残高は比率が高く、維持管理費用の見直し等、一層の経営の改善に取り組む必要がある。令和6年度の法適化にむけて事業を実施している。

### 2. 老朽化の状況について

当村では平成10年より合併浄化槽の設置を行っており、初期に設置したもから全体的に老朽化してきており、故障したものから随時修繕を行っている。今後はより一層、修繕・更新が必要になり、そのため、維持管理費用は増加していく。適正な使用方法や適正な管理の啓発を行っていく。

### 全体総括

当村においては、今後も人口減少が見込まれ、高齢世帯も多いことから、休止の浄化槽も今後増加が見込まれるため使用料の増加は見込めなく、今後も一般会計からの繰入金に依存した経営状態が今後も見込まれる。経費回収率の上昇による経営状態の安定化をめざし、維持管理費用の見直し等や浄化槽の整備計画の見直し等により経営改善を図っていく。令和6年度の法適化にむけて事業を実施している。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。